

<資料3>

■「標準給与月額変更届」 加入者の状況別早見表

本俸月額は、諸手当を一切含めない基本給としますが、非常勤やパート雇用者など月によって勤務日数または勤務時間数が変わる場合は、5月～7月の平均支払い月額（通勤手当等の諸手当は含めず）から算定基礎額を算出します。下記を参考に入力をしてください。 ※7/21 付事務連絡もご参照ください。

加入者の状況		変更届の届出	算定基礎額の算出方法	備考
新規加入者	7月までに加入	要	5月～7月の本俸月額の平均	6月加入など、3か月に満たない場合は加入月～7月の本俸月額の平均
	8月以降の加入	不要	加入届で届け出た本俸月額	自動反映
他法人から転入してきた加入者	7月末までに転入	要	5月～7月の本俸月額の平均	6月転入など、3か月に満たない場合は転入月～7月の本俸月額の平均
	8月に転入	要	8月の本俸月額	
	9月に転入	不要		転出元施設・団体が届出を行い、その本俸月額が適用される。
他法人に転出する加入者	7月末までに転出	不要		転入先施設・団体が届出
	8月以降に転出	要	5月～7月の本俸月額の平均	
同法人内から異動してきた加入者	7月末までに異動	要	5月～7月の本俸月額の平均	
	8月以降に異動	要		
休職している加入者	「休職届」提出済（掛金請求を停止中）	要	休職前3か月の本俸月額の平均もしくは雇用契約上の金額	
	「休職届」未提出（掛金納付継続中）	要	5月～7月の本俸月額の平均	
復職する加入者	7月までに復職	要	5月～7月の本俸月額の平均	6月復職など、3か月に満たない場合は復職月～7月の本俸月額の平均もしくは雇用契約上の金額を入力
	8月以降に復職	要	8月の本俸月額	
退職（脱会）予定の加入者	退会月が8～10月	要	5～7月の本俸月額の平均	8月1日時点では、加入状態であるため、届出が必要

※8月1日時点の加入者の状況に照らし合わせて算定を行う。

※8月1日時点の加入者が表示されない、すでに7月末に退職した職員が表示されてしまうといった場合、8月10日（木）までに各種届出が必要。8月10日（木）までに各種届出をした上で、8月18日（金）以降、加入者情報が更新された時点で算定基礎額についても届出を行う。

※8月10日（木）までに各種届出を行わなかった場合、既に退職した職員についても「標準給与月額改定」更新が必要。

※来年度以降は電子申請のみの受付となるため、可能な限り電子申請による届出をご利用ください。